

大船保育園多目的室のご利用に当たって

大船保育園多目的室のご利用方法は、次のとおりです。

ご利用される方は、この施設が保育園ですので、園児に気を付けてください。

1 利用方法

(1) 利用できる団体及び登録方法

多目的室を利用することができる団体は、市内の子育て支援グループであり、その活動を通じて、子育て家庭を支援することが認められる非営利団体です。

また、団体の構成員の半数以上が鎌倉市内に住所を有し、又は通勤若しくは通学していることが要件です。

利用を希望する団体は、団体登録申請書に団体の活動概要や構成員名簿を添付したうえで直接大船保育園で申請してください。

〔団体登録に必要なもの…代表者の印鑑、構成員名簿1枚〕

(2) 利用申し込み方法

(申請日)

使用日の前月の初日の午前9時30分から12時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く保育園開園日)

(申請場所)

大船保育園事務室(鎌倉市大船2-10-24)

(3) 利用回数

1団体、週1回、申請順です。

(4) 利用日時

(利用日)

日曜日、祝日及び12月28日から翌年の1月4日までの期間を除く日

(利用時間)

原則として、午前9時から午後5時まで。1回の使用については、原則3時間までとします。

(5) 利用料金

無料です。

(6) 利用の制限

- ・利用を認めた日でも、園運営等の理由で利用を取り消すことがあります。
- ・利用者が守るべきこと、職員の指示に従わないとき及び施設・設備を破損する恐れがある場合は、利用の取消し又は、団体登録の取消しをすることがあります。

2 利用に当たって守ることがら

(1) 行ってはいけないこと

- ・ 営利行為（バザーを含む）
- ・ 大船保育園及び近隣にお住まいの方へ影響を与える楽器等の使用
- ・ 飲酒及び喫煙
- ・ 設置してある器具によらない火気の使用
- ・ 園児のお昼寝に影響を与える音の発生
（概ね12時から午後2時30分まで）
- ・ その他大船保育園の運営に支障を及ぼすこと

(2) 利用者が行うこと

- ・ 部屋の清掃を行い、ごみはすべて持ち帰ること
- ・ 備品等の適正な使用と使用した備品等の片付け
- ・ 建物、備品等を破損した場合、直ちに職員に申し出ること
（実費弁償していただくこともあります。）
- ・ その他不明な点等は、大船保育園の職員の指示に従うこと